

野々市市事業者用太陽光発電設備等導入促進事業補助金のご案内

野々市市では、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、事業者における再生可能エネルギーの利用促進のため、太陽光発電設備等を設置する方に補助金を交付します。

申請の前に

- 事業の着手前に、市への交付申請が必要です。
「2. 補助金交付までの流れ」をご確認ください。
- 令和7年度における実績報告書の最終提出期限は、**令和8年1月30日(金)**です。連系手続き等含め、期限に間に合うことを確認した上で申請してください。
- 毎年度、予算の範囲内で補助金を交付します。申請状況は市民生活課までお問い合わせください。
- 当該補助対象設備の設置に関し、国又は石川県の他の補助制度との併用はできません。

1. 補助金の交付を受けられることができる者

以下の全てを満たす者（主なもの）

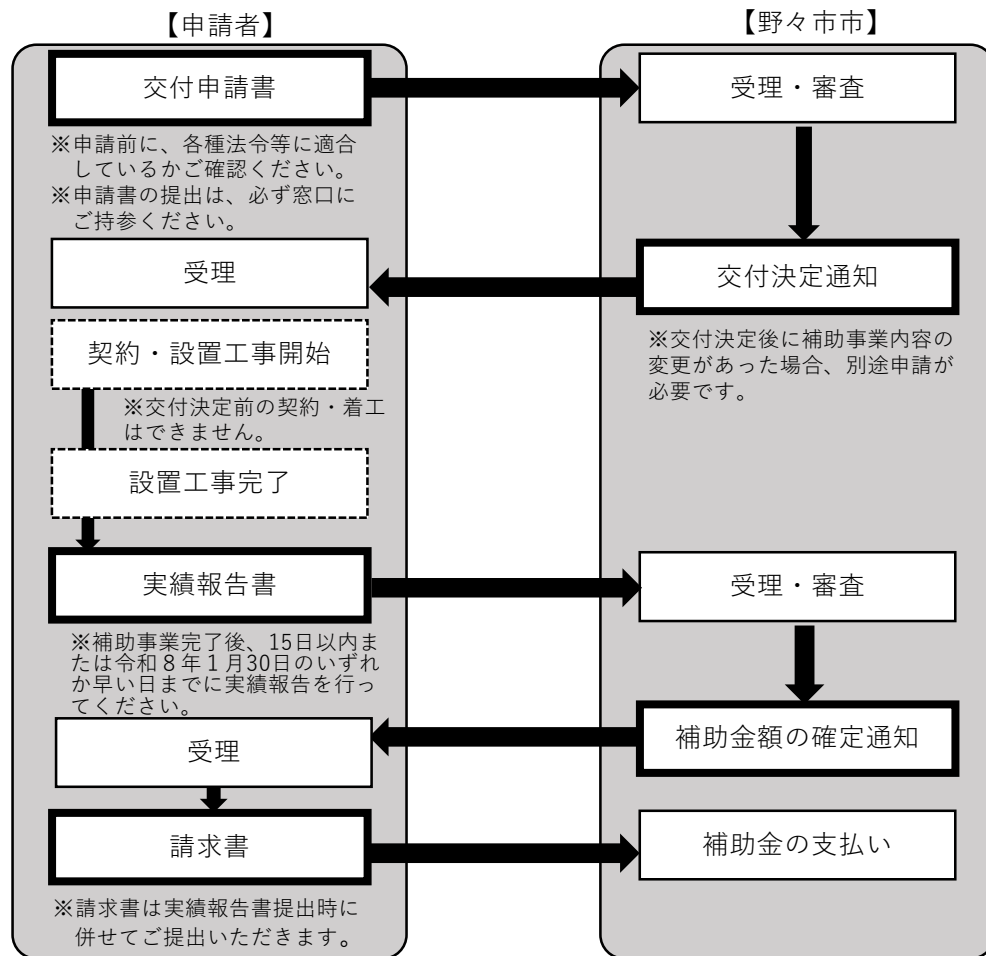
- 市税を滞納していないこと。
- 「ゼロカーボンシティののいち推進パートナー」に登録され、災害時に協力できること。

（当該年度中に登録の予定である場合を含む。）

- 当該補助対象設備に関し、FIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を当該需要家に帰属させること。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

※その他の要件は補助金交付要綱及びチェックリストにてご確認ください。

2. 補助金交付までの流れ



【お申込み・お問い合わせ】

野々市市 地域政策部 市民生活課
〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地
電話 (076)227-6052
E-mail shimin@city.nonoichi.lg.jp



3. 補助対象者・補助対象設備・補助金額

詳細については、交付要綱をご確認頂くほか、直接お問い合わせください。

①太陽光発電設備

補助対象者	- 本市に本社又は事業所を有する需要家で、事業所等に自己所有で補助対象発電設備を設置する者 - 本市に本社又は事業所を有する需要家の事業所等に、PPA又はリースにより補助対象発電設備を設置する者
主な設備要件	- 未使用のものであること - 法定耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度に登録しないこと - 国の定める要件に適合すること（別紙チェックリストを参照） - 野々市市内に設置されるものであること - 発電電力量等の計測器が設置されていること
補助金額	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW）× 50,000円 （限度額 10,000,000円 ） ※補助金の交付は、一の需要家につき当該年度1回限り

②蓄電池（単独での申請は不可）

補助対象者	本市に本社又は事業所を有する需要家で、事業所等に自己所有で補助対象設備を設置する者（※PPA及びリースは対象外）
主な設備要件	①の設備のうち、自己所有によるものの付帯設備であること ※ただし、再エネ一体型屋外照明用蓄電池は除く - 未使用のものであること - 法定耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度に登録しないこと - 国の定める要件に適合すること（別紙チェックリストを参照） - 野々市市内に設置されるものであること 本補助金の対象となる蓄電池は、家庭用／業務用に分けられ、それぞれ異なる要件が別途適用されます。特に、<u>家庭用は要件が細かいため、ご注意ください。</u> <u>SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の認定登録商品の場合、その要件に適合します</u>ので、蓄電池を選ぶ際にご活用ください。
補助金額	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3以内 （ただし、以下の価格（※）の1/3を上限とし、その額は2,000,000円を超えないものとする） ※家庭用・業務用ともに12万円/kWh（工事費込み・税抜き）

4. 提出書類

その他必要に応じて別途書類を提出して頂く場合があります。

①交付申請 （設置前に提出）	①補助金交付申請書 ②補助事業計画書 ③補助事業に要する経費の配分、収支予算書 ④誓約書（チェックリストも含む） ⑤市税滞納調査同意書 ⑥補助対象設備の見積書及び見積内訳書の写し（蓄電池は相見積書） ⑦設置する事業所の周辺地図及び補助対象設備の配置図 ⑧補助事業の実施に係る承諾書（申請者と補助対象設備を設置する土地・建物の所有者が異なる場合のみ） ⑨設置する土地・建物の全部事項証明書 ⑩登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ※3か月以内のもの （個人事業主の場合、住民票の写しや運転免許証の写し等の本人確認書類及び営業許可証や税務署受付日が確認できる確定申告書の写し等） ⑪補助対象設備の設備容量・仕様がわかるもの （⑥等で確認できる場合は省略可） ⑫②の補助事業計画書における電力消費計画の算出根拠資料 【④⑤⑩はPPA・リースの場合、需要家及び設置者双方のものを提出】 ※実績報告の際に施工前の写真の提出が必要になりますので、必ず撮影してください。
-------------------	---



②実績報告 （補助事業完了後15日以内または令和8年1月30日のいずれか早い日までに提出） ※最終提出期限 <u>令和8年1月30日</u>	①補助事業実績報告書 ②補助事業実績報告書・個票 ③補助事業に要した経費の配分、収支報告書 ④施工前後の写真 （施工後の写真については以下を必ず添付すること） ア.設置した設備の全景写真 イ.設置した設備の型式が確認できる写真 ⑤補助対象設備の設置に係る領収書等の写し ⑥PPA・リース事業の契約書の写し（PPA・リース契約による場合のみ） ⑦補助対象設備の確定仕様がわかるもの ⑧補助対象設備の完成配置図 ⑨系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力受給が確認できる書類（売電がある場合のみ）
③請求 （実績報告書と同時に提出）	請求書（野々市市指定の様式）

